

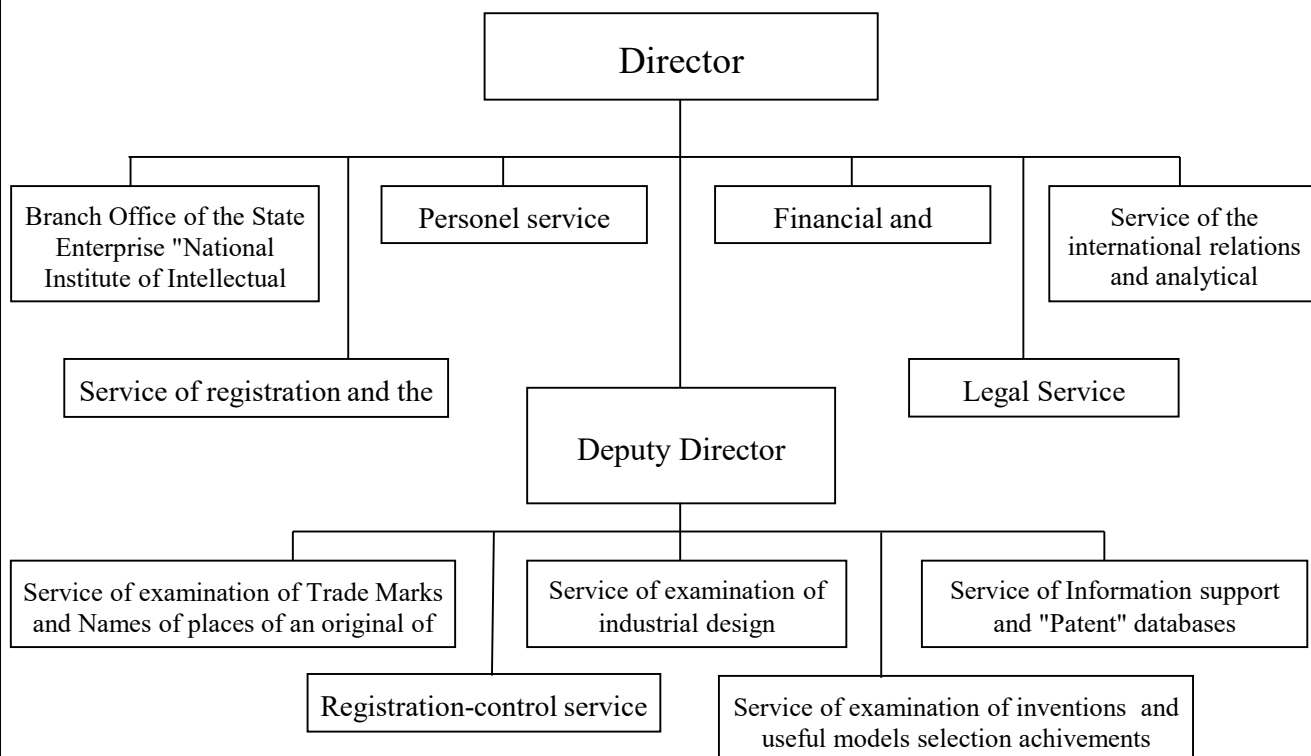
①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)				
②名称	Department for Intellectual Property Rights Ministry of Justice of the Republic of Kazakhstan				
③所在地	8, Orynbor Street, House of Ministries, Entrance No. 18, Left Bank, 010000, Astana				
④連絡先	(電話) 7 (7172) 74 02 21		(FAX) (7 7172 74 07 54)		
	(E-mail) <a href="mailto:kanc@adilet.gov.kz">kanc@adilet.gov.kz</a>		(internet) <a href="http://www.adilet.gov.kz">http://www.adilet.gov.kz</a> <a href="mailto:kazakhstan-wipo@adilet.gov.kz">kazakhstan-wipo@adilet.gov.kz</a>		
⑤組織の長	Director : Mr. Meirzhan Tulepov				
⑥沿革	<p>(1) カザフスタンは、独立国家共同体(CIS)の構成国に所属。</p> <p>(2) カザフ特許庁は、1992年6月23日に設立。</p> <p>(3) 1992年6月24日に最初の特許法(発明、実用新案、及び意匠の保護)が採択され、最初の商標法は、1993年1月に採択された。</p> <p>(4) 1999年7月から8月にかけて、民事法典の特別規定の採択に基づき「知的財産保護制度」の主要な改正が行われ、知的財産保護の法的枠組が確立された。</p> <p>(5) 特許法(発明、実用新案、及び意匠保護が対象)に関する改正法が1999年8月21日施行された。</p> <p>(6) 商標、サービスマーク及び原産地(地理的)表示に関する改正法が1999年9月4日施行された。</p> <p>(7) 2007年3月2日に、法律No.237-III LRKにより特許法及び商標法が改正され、施行された。</p> <p>(8) 2011年5月19日から電子出願による出願の受付が開始された。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、原産地名称、地理的表示				
⑩加盟条約	WIPO 1991/12/25	ベルヌ 1999/4/12	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック) 2011/3/9	パリ 1991/12/25	PLT 2011/10/19	レコード保護 2001/8/3	ローマ 2012/6/30
	シンガポール 2012/9/5	TLT 2002/11/7	ワシントン	WCT(著作権) 2004/11/12	WPPT(演奏及びレコード) 2004/11/12
	ブタペスト 2002/4/24	ヘーグ ロンドンアクト    ヘーグアクト    ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1991/12/25	マドプロ 2010/12/8	PCT 1991/12/25	ロカルノ 2002/11/7	ニース 2002/4/24
	ストラスブール 2003/1/24	ウィーン	WTO 2015/11/30		

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		900		838
		(内 外国出願)		97		125
		(内 日本から)		3		6
		(内 PCTルート)		97		107
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数			239	192
		(内 外国出願)			145	99
		(内 日本から)			14	10
	商標	全数	11,118	10,378	11,386	11,152
		(内 外国出願)	7,050	6,593	6,612	5,925
		(内 日本から)	137	140	113	93
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		709	651	585
		(内 外国出願)		136	130	112
		(内 日本から)		6	3	5
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数		1,107	1,122	864
		(内 外国出願)		80	84	24
意匠	全数	229	177	177	176	
	(内 外国出願)	174	112	121	111	
	(内 日本から)	4	3	25	14	
商標	全数	10,462	10,024	6,848	10,109	
	(内 外国出願)	7,731	7,110	6,847	6,512	
	(内 日本から)	171	170	141	136	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

カザフスタン特許庁(National Institute on Intellectual Property) は、法務省(Ministry of Justice)の下部組織である。



(出典): カザフスタン特許庁HP

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2012年1月12日改正(2012年法律No.537-IV) (注) 2012年1月12日改正の特許法は露語のため、本件は2007年法律No.237-III LRK (2007年3月2日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	カザフスタン国内のみ。
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。 (特許法第10条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カザフスタンに非居住の出願人は、カザフスタンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法第36条(2))
	⑦出願言語	カザフスタン語、ロシア語 (特許法第16条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	実体審査を経て付与される発明特許の存続期間は出願日から20年。この存続期間は、実施に当局の承認が必要な場合は、特許権者の請求に基づき最長で5年延長できる。 また、方式要件のみの審査で付与される暫定特許の存続期間は、出願日から5年。この存続期間は、実施に当局の承認が必要な場合は、暫定特許権者の請求に基づき最長で3年延長できる。 (特許法第5条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第6条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。 公の又は公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (特許法第6条(4))
	⑪非特許対象	(1)科学的発見及び理論、数学的方法(手法)、ビジネス方法(手法) (2)経済機構(組織)及びマネージメントの方法(手法) (3)シンボル、スケジュール及びルール (4)アルゴリズム及びコンピュータソフトウェア (5)土地開発、建築に関する計画及びプロジェクト (6)物品の外観に関する解決方法(手法) (7)公序良俗に反するもの (特許法第6条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第5条、第22条)
	⑬審査請求制度の有無	有。実体審査は、出願日から3年以内に、又は暫定特許としての期間延長が行われている場合は5年以内に、出願人又は第三者の請求により行われる。 (特許法第22条(7))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。優先審査及び早期審査制度に関する規程はないが、出願人の請求により方式要件の予備審査の審査を速める請求制度がある。 (特許法第22条、同第23条)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第26条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も特許権の存続期間中、何時でも異議申立をすることができる。 (特許法第29条)
	⑰無効審判制度の有無	有。無効は、特許庁審判部、又は裁判所へ請求することができる。 (特許法第30条)
	⑱実施義務	有。登録から4年経過において実用新案特許が実施されていないときは、裁判所に対して強制実施権設定の請求を行うことができる。(特許法第11条)

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)			
⑱費用 単位 KZT (カザフスタン ・テンゲ)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料	14,260 KZT		
	審査料	56,120 KZT(1発明)	45,080 KZT(1超の各発明につき)	
	登録・公告料	28,060 KZT		
	[特許権維持に掛かる費用]			
	年金			
	1年-3年次	14,260 KZT	13年-14年次	84,640 KZT(毎年)
	4年-5年次	21,160 KZT	15年次	84,640 KZT
	6年-7年次	27,570 KZT	16年-18年次	98,440 KZT(毎年)
	8年-10年次	42,320 KZT(毎年)	19年-20年次	112,240 KZT(毎年)
	11年-12年次	56,120 KZT(毎年)		
⑳料金減免措置の有無	無。			
㉑PCTにおける国内料金の減額措置の有無	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合は、審査料が15%に減額される。			

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)	
実用新案制度	②最新実新案法の施行年月日	2012年1月12日改正 (2012年法律No.537-IV) (注) 2012年1月12日改正の特許法は露語のため、本件は2007年法律No.237-III LRK (2007年3月2日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	カザフスタン国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人。 (特許法第10条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カザフスタンに非居住の出願人は、カザフスタンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第36条(2))
	⑦出願言語	カザフスタン語、ロシア語 (特許法第16条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	実用新案特許(Utility Model Patent)の存続期間は、出願日から5年。この存続期間は、実用新案権者の請求に基づき最長で3年間延長ができる。 (特許法第5条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第7条(1))
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。 公の又は公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (特許法第7条(2))
	⑪不登録対象	(1)製品手段、日用品及び付属品の構造配置に関しないもの。 (2)技術的な機能によってのみ定められるもの (3)美術品及び産業的、水力学的及び他の定常的な構造のもの (4)印刷物自体のようなもの (5)液体、ガスや気体のような不定形及びこれに類似するもの (6)公序良俗に反するもの (特許法第7条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。方式要件についてのみ審査される。実用新案には、新規性及び産業上の利用可能性が必要である。 (特許法第22条、同第23条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第22条、同第23条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。出願人の請求により、方式要件の予備審査の審査を速める請求制度がある。 (特許法第22条、同第23条)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第26条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、実用新案権の存続期間中、何時でも異議申立をすることができる。 (特許法第29条)
	⑰無効審判制度の有無	有。無効は、特許庁審判部又は裁判所に対して請求することができる。 (特許法第30条)
	⑱実施義務	有。4年。登録から4年経過において実用新案特許が実施されていないときは、裁判所に対して強制実施権設定の請求を行うことができる。(特許法第11条)

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)	
⑱費用 単位 KZT (カザフスタン ・テンゲ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	12,880 KZT
	審査料	KZT
	登録・公告料	28,060 KZT
	[実用新案権維持に掛かる費用]	
	年金	
	1年-2年次	10,120 KZT(毎年)
	3年次	10,120 KZT
	4年-5年次	29,440 KZT(毎年)
	6年-7年次	29,440 KZT(毎年)
8年次	29,440 KZT	
⑳料金減免措置 の有無	無。	
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合は、審査料が15%に減額される。	

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2007年3月2日施行(2007年法律No.237-III LRK) (注) 実体審査に基づく意匠特許(industrial design Patent)と、方式要件の審査に基づく暫定意匠特許(Provisional Industrial Design Patent)が規定されている。
	③地理的効力の範囲	カザフスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及びその法定承継人 (特許法第10条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カザフスタンに非居住の出願人は、カザフスタンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第36条(2))
	⑦出願言語	カザフスタン語若しくはロシア語。(明細書は英語、フランス語又はドイツ語によるものを提出してもよいが、2月以内に翻訳文を提出しなければならない。) (特許法第16条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	実体審査を経て付与される意匠特許の存続期間は出願日から10年。この期間は、意匠特許権者の請求に基づき5年間延長することができる。 また、方式要件のみの審査で付与される暫定意匠特許(Provisional Industrial Design Patent)の存続期間は出願日から5年である。(特許法第5条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第8条)
	⑩グレースピリット	有。次の事項が規定されている。 国内外における博覧会における展示日から6月。 (特許法第8条)
	⑪不登録対象	(1)物品の機能の結果としての意匠 (2)小規模な建築形態を除き、建築形態に関する意匠 (3)不定形状の物品 (4)公序良俗違反 (特許法第8条)
	⑫実体審査の有無	有。 (特許法第5条、同第24条)
	⑬審査請求制度の有無	有。 (特許法第22条、同第24条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。優先審査及び早期審査制度に関する規程はないが、出願人の請求により方式要件の予備審査の審査を速める請求制度がある。 (特許法第22条、同第23条)
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	有。出願公開制度はないが、意匠登録出願は出願日から12月経過後に公告(公開)される。 (特許法第26条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も意匠権の存続期間中、何時でも異議申立を行うことができる。 (特許法第29条)
	㉒無効審判制度の有無	有。無効は、特許庁審判部、又は裁判所へ請求することができる。 (特許法第30条)

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)			
	②登録表示義務	無。		
	④費用 単位 KZT (カザフスタン ・テンゲ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100 US\$ 審査請求料 400 US\$ 登録料 200 US\$  [意匠権の維持に掛かる費用] 3年次 100 US\$ 10年次 300 US\$ 5年次 150 US\$ 存続期間延長料 200 US\$		
	⑤料金減免措置の有無	無。		



①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2012年1月31日施行 (注) 2012年1月31日施行の商標法は、本解析とは関係ない事項の改正につき、本件は従前の2007年法律No.237-III LRK(2007年3月2日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	カザフスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地(地理的)表示 (商標法第2条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標 (商標法第5条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者(法人又は自然人) (商標法第1条、第4条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。 (商標法第4条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カザフスタンに非居住の出願人は、カザフスタンに居住する公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第46条(2))
	⑪出願言語	カザフスタン語、ロシア語 (商標法第9条(4))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。更に10年ごとに更新できる。 (商標法第15条)
	⑬グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。 (商標法第10条(3)) ・公認の国際博覧会における展示の場合は、展示日から6月。
	⑭不登録対象	(1)ある種の商品の慣例的な呼称になっている標章 (2)一般に使用されている記号や用語 (3)商品の種類、品質、量、性質、機能、価値、または生産や販売の場所や日時を示すもの。 (4)登録を申請する商品の実物どおりの画像や模式図 (5)色のみで表示されたもの。 (6)国家、国旗の複製、国際機関の略称や正式名称、オリンピックのシンボルや装飾及びこれらの標章と類似した紛らわしい標章 (7)公序良俗違反 (商標法第6条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第1条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願の審査は、出願を受理してから12月の期間内に行われる。 (商標法第11条)
	⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第11条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は審査・登録後、公報により公告(公開)される。 (商標法第16条)
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は誰でも、特許庁に対して商標の登録に対する異議申立を行うことができる。 (商標法第23条(2))
	㉓無効審判制度の有無	有。権利存続期間中は何時でも、登録の全部又は一部の無効を請求することができる。匡、先登録又は周知商標を理由とするときは、登録日から5年以内に請求しなければならない。 (商標法第23条(1))

①国名	Republic of Kazakhstan (KZ) (カザフスタン共和国)	
②④不使用取消制度の有無		有。5年。登録日から5年間の不使用、又は現在に至るまで5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第19条)
②⑤商標分類		国際分類(ニース分類)を採用している。
②⑥図形要素の分類		無。
②⑦譲渡要件		無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。(商標法第21条)
②⑧費用 単位 KZT (カザフスタン・テンゲ)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料           210 US\$ 登録料           70 US\$  [商標権の維持に掛かる費用] 権利期間更新料       140 US\$
②⑨料金減免措置の有無		無。